

# J A 農機ハウスローン

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

| 商品名           | J A 農機ハウスローン   |
|---------------|--|
| ご利用<br>いただける方 | <p><b>【個人】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当 J A の組合員の方。</li> <li>○農業を営む方または従事する方。</li> <li>○お借入時の年齢が満 20 歳以上、かつ最終償還時の満年齢が 76 歳未満の方。<br/>ただし、最終償還時の年齢が満 71 歳以上 76 歳未満の場合は農業後継者を連帯保証人とさせていただきます。</li> <li>○前年税引前所得が 150 万円以上ある方。</li> <li>○生活の本拠が定まっており、原則として、現在の住所に 1 年以上居住している方。</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</li> </ul> <p><b>【法人・任意団体等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当 J A の組合員であること。</li> <li>○農業を営むまたは従事していること。</li> <li>○主たる事務所等が当 J A 管内であること。</li> <li>○原則として三期分の決算書の提出が可能であり、かつ原則直近決算で繰越欠損金を有しないこと。</li> <li>○法人の場合は、代表者が連帯保証人になれること。任意団体等の場合は代表者等が連帯債務者または連帯保証人になれること。</li> <li>○その他当 J A が定める条件を満たしていること。</li> </ul> |
| 資金使途          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○農機具（中古含む）購入、点検・修理・車検費用、購入付帯費用</li> <li>○他金融機関の農機具ローン借換え資金</li> <li>○パイプハウス等資材、建設費用</li> <li>○格納庫建設資金</li> </ul>  |
| 借入金額          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○1,800 万円以内（1 万円単位）とします。</li> <li>ただし、保証機関で定める貸付（保証）合算限度額以内となります。</li> </ul>  |
| 借入期間          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○原則 1 年以上 15 年（法定耐用年数）以内とします。</li> <li>ただし、借換えの場合は、お借換対象資金の残存期間内とします。</li> </ul>  |
| 借入利率          | <p><b>【固定金利型】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○当初のお借入利率を、完済時まで適用いたします。</li> <li>○金利は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</li> </ul>   |
| 返済方法          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○元利均等返済〔返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法〕または元金均等返済〔返済額（元金＋利息）のうち、元金部分が一定金額となる方法〕とし、以下の返済方法が選択できます。</li> <li>・毎月返済<br/>(毎月返済と併用して 6 ヶ月ごとの増額返済も利用可能です。6 ヶ月ごとの増額返済はお借入額の 40%以内とします。)</li> <li>・年 1 回または年 2 回返済</li> </ul>  |
| 担保            | <ul style="list-style-type: none"> <li>○原則として不要です。</li> <li>ただし、既存の農機ハウスローン残高と本ローンの申込額の合計が 1,000 万円を超える場合は担保が必要となります。</li> <li>さらに、個人の方につきましては、保証機関が定める農業資金（制度資金除く）に関する無担保合算（保証）限度額 1,000 万円を超える場合につきましても、担保が必要となります。</li> </ul>   |

|                                |   |        |       |       |       |     |     |        |        |        |       |       |       |
|--------------------------------|---|--------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 保証人                            | <p>○当 J A が指定する保証機関（神奈川県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</p> <p>ただし、最終償還時の年齢が満 71 歳以上 76 歳未満の場合は農業後継者、法人の場合は代表者を連帯保証人としていただきます。</p> <p>また、任意団体等の場合は代表者等を連帯債務者または連帯保証人としていただきます。</p>  |        |       |       |       |     |     |        |        |        |       |       |       |
| 保証料                            | <p>○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。なお、保証料率は年 0.35% です。</p> <p>①一括払い<br/>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p><b>【お借入額 100 万円、元利均等返済方式の場合の一括支払保証料（例）】</b></p> <table border="1" data-bbox="421 555 1402 651"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>10 年</td> <td>7 年</td> <td>5 年</td> <td>3 年</td> <td>1 年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>18,372</td> <td>12,737</td> <td>9,063</td> <td>5,447</td> <td>1,898</td> </tr> </table> <p>②分割払い<br/>約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>○保証料を一括でお支払いいただいた方が全額繰上返済を行った場合、繰上返済金額に対する未経過分の保証料を保証機関所定の方法で算出のうえ、一定金額を差し引いて返戻いたします。なお、繰上返済金額に対する未経過分の保証料がこの一定金額に満たない場合は返戻いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額繰上返済の場合…5,000 円</li> </ul> <p>なお、上記金額控除後の金額が 100 円に満たない場合は返戻いたしません。</p> <p>また、一部繰上返済の場合、未経過分の保証料は返戻いたしません。</p> | お借入期間  | 10 年  | 7 年   | 5 年   | 3 年 | 1 年 | 保証料（円） | 18,372 | 12,737 | 9,063 | 5,447 | 1,898 |
| お借入期間                          | 10 年  | 7 年    | 5 年   | 3 年   | 1 年   |     |     |        |        |        |       |       |       |
| 保証料（円）                         | 18,372  | 12,737 | 9,063 | 5,447 | 1,898 |     |     |        |        |        |       |       |       |
| 手数料                            | <p>○ご融資の際、手数料は不要です。（振込費用等実費分は除きます）</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の手数料は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の手数料は不要です。</p>  |        |       |       |       |     |     |        |        |        |       |       |       |
| 苦情処理措置<br>および<br>紛争解決措置<br>の内容 | <p>○苦情処理<br/>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または管理部（電話：042-755-8723）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県 J A バンク相談所（電話：045-680-3079）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置<br/>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合管理部または神奈川県 J A バンク相談所にお申し出ください。<br/>横浜弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>   |        |       |       |       |     |     |        |        |        |       |       |       |
| その他                            | <p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>   |        |       |       |       |     |     |        |        |        |       |       |       |